

# 人事委員会年報

令和4年度

令和5年6月

青森県人事委員会事務局

# 目 次

## <令和4年度事務事業の概要>

<b>第1 人事委員会</b>	1
1 人事委員会委員	1
2 人事委員会会議	1
(1) 令和4年度における会議の開催状況	1
(2) 総 括	5
3 条例案に対する意見	6
<b>第2 事務局</b>	7
1 職員名簿	7
2 令和4年度予算	8
<b>第3 任用</b>	10
1 競争試験	10
(1) 採用試験	10
(2) 昇任選考考査	17
2 選 考	20
(1) 採用選考	20
(2) 選考試験	22
<b>第4 給 与</b>	23
1 令和4年職員の給与等に関する報告及び勧告（令和4年10月11日）	23
(1) 報 告	23
(2) 勧 告	29
2 職員の給与制度の動き	30
<b>第5 勤務時間、休日及び休暇等</b>	34
<b>第6 審 査</b>	35
1 不利益処分についての審査請求	35
2 勤務条件に関する措置要求	35
3 公務災害補償の実施についての審査請求	35
4 職員の苦情の処理	35
5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見	35
<b>第7 労働基準監督機関の職権行使</b>	36
1 労働基準法別表第一の号別区分	36
2 事業所調査等	36
(1) 事業所調査	36
(2) 時間外勤務等の実施状況調査	37
3 その他の職権行使の状況	37
(1) 労働基準法関係	37
(2) 労働安全衛生法関係	37

<b>第8</b>	<b>職員団体等</b>	39
1	職員団体の登録	39
	(1) 令和4年度における変更登録の状況	39
	(2) 令和4年度末における登録職員団体の状況	39
2	管理職員等の範囲の指定	43
	(1) 県関係	43
	(2) 委託関係	44
<b>第9</b>	<b>公平委員会事務の受託</b>	45
1	市町村関係	45
2	一部事務組合関係	46
3	広域連合関係	46
<b>第10</b>	<b>その他</b>	47
1	年間の主な動き	47
2	各種会議実施状況	48
	(1) 全国人事委員会連合会関係	48
	(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係	49
	(3) 全国人事委員会事務局長会議	51

# 第1 人事委員会

## 1 人事委員会委員

職名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
委員長	奥崎 栄一	令和 3. 4. 1～ 令和 7. 3. 31	非常勤	会社役員
委員 (委員長職務代理者)	千田 晶子	令和 4. 4. 1～ 令和 8. 3. 31	非常勤	NPO 法人理事長
委員	中林 弓子	平成 31. 4. 1～ 令和 5. 3. 31	非常勤	弁護士

## 2 人事委員会会議

(1) 令和4年度における会議の開催状況

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第1回委員会	4. 4. 1	○ その他 1 委員長職務代理者の指定 2 令和4年度業務執行計画及び主な議決事項・協議事項等	
第2回委員会	4. 4. 27	○ 議 案 1 令和4年度青森県職員採用試験全体計画案 2 令和4年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）実施計画案 3 令和4年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）実施計画案 ○ 協 議 令和4年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画案 ○ その他 1 令和4年職種別民間給与実態調査について 2 令和3年度における労働基準監督機関の職権行使等の状況について	4. 5. 6 4. 5. 6
第3回委員会	4. 5. 16	○ 議 案 1 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案 2 不利益処分に関する審査請求の裁決（案） ○ その他 1 令和3年度職員採用試験合格者の採用状況 2 青森県職員倫理条例に基づく贈与等報告書の送付について	4. 5. 23

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第4回委員会	4. 5. 26	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案	4. 6. 3
第5回委員会	4. 6. 17	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 令和4年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）実施計画案 ○ 協 議 令和4年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画案 ○ その他 令和4年度青森県職員採用試験（大学卒業程度及び大学卒業程度・社会人枠）の申込状況	4. 7. 8
第6回委員会	4. 7. 13	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 人事委員会規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則案	4. 7. 27
第7回委員会	4. 8. 10	○ 議 案 1 令和4年度青森県職員採用試験（大学卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 令和4年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案 3 不利益処分に関する審査請求書の補正について ○ その他 令和4年度青森県警察官採用試験（警察官A）実施計画の変更について	4. 8. 22
第8回委員会	4. 8. 17	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第1回）	
第9回委員会	4. 9. 1	○ 議 案 1 不利益処分に関する審査請求の受理について 2 不利益処分についての審査請求の審査に関する事務の委任について ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第2回） ○ その他 令和4年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）の申込状況	
第10回委員会	4. 9. 7	○ 議 案 1 令和4年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・社会人枠）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 2 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第3回）	4. 9. 16

会 議 名	開 催	議 題	公布、公示 年 月 日
第11回委員会	4. 9. 21	○ 議 案 1 職務に専念する義務の特例の承認 2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 ○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討（第4回）	
第12回委員会	4. 9. 30	○ 議 案 1 職員の給与等に関する報告及び勧告案 2 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-33（失業者の退職手当）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則13-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則13-9（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則案	4. 9. 30 4. 10. 17 4. 9. 30 4. 9. 30 4. 9. 30
第13回委員会	4. 11. 8	○ 議 案 令和4年度青森県職員採用試験（高等学校卒業程度）の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定 ○ その他 1 令和4年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について 2 令和4年各都道府県人事委員会の報告及び勧告について	
第14回委員会	4. 11. 24	○ 議 案 1 人事委員会規則9-2（職員の定年等）の全部を改正する規則案 2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見 3 職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定による意見 ○ その他 令和4年度障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施結果	4. 12. 21
第15回委員会	4. 12. 14	○ 議 案 1 人事委員会規則9-2（職員の定年等）の全部を改正する規則案の一部変更案 2 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案 3 人事委員会規則7-80（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則案 ○ 協 議 1 新たな職員採用試験の実施について 2 人事委員会の会議へのオンライン出席について ○ その他 令和4年度青森県警察官採用試験（警察官B）実施計画の変更について	4. 12. 16 4. 12. 16

会議名	開催	議題	公布、公示年月日
第16回委員会	5. 2. 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警察官の採用選考</li> <li>2 勤務延長の期限の延長承認（知事部局）</li> <li>3 勤務延長の期限の延長承認（病院局）</li> <li>4 勤務延長の期限の延長承認（警察本部）</li> </ul> </li> <li>○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度職員採用試験の日程（案）</li> <li>2 令和4年（審）第1号事案（懲戒免職処分修正請求）の協議（第1回）</li> </ul> </li> <li>○ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度職員採用試験（高校卒業程度）における試験職種の新設について</li> </ul> </li> </ul>	
第17回委員会	5. 2. 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和5年度青森県職員採用試験（大学卒業程度・SPI方式）実施計画案</li> <li>2 人事委員会規則7-44（通勤手当）の一部を改正する規則案</li> <li>3 令和4年（審）第1号事案（懲戒免職処分修正請求）に係る証拠の採否</li> </ul> </li> <li>○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年（審）第1号事案（懲戒免職処分修正請求）の協議（第2回）</li> </ul> </li> </ul>	<p>5. 3. 3</p> <p>5. 2. 27</p>
第18回委員会	5. 3. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般任期付職員の採用等の承認</li> <li>2 人事委員会規則7-39（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則案</li> </ul> </li> <li>○ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準法・労働安全衛生法等適用状況調査の実施結果について</li> </ul> </li> </ul>	5. 3. 29
第19回委員会	5. 3. 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会事務局職員の任免（総括主幹以上）</li> <li>2 職員の採用選考（知事部局）</li> <li>3 職員の採用選考（病院局）</li> <li>4 職員の採用選考（教育委員会）</li> <li>5 人事委員会規則6-18（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則案</li> <li>6 職員の給与に関する条例第19条の7第3項及び第19条の8第2項の規定による意見</li> </ul> </li> <li>○ 協 議 <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年（審）第1号事案（懲戒免職処分修正請求）の協議（第3回）</li> </ul> </li> </ul>	5. 3. 31
第20回委員会	5. 3. 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議 案 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会規則7-0（給料等の支給）等の一部を改正する規則案</li> <li>2 人事委員会規則7-27（警察職員の特殊勤務手当）の一部を改正する規則案</li> <li>3 人事委員会規則7-207（職員の給与に関する条例附則第7項の規定による給料月額及び同条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料）案</li> </ul> </li> </ul>	<p>5. 3. 29</p> <p>5. 3. 29</p> <p>5. 3. 29</p>

会議名	開催	議 題	公布、公示 年 月 日
第21回委員会	5. 3. 29	○ 議 案 1 職員の採用選考 2 一般任期付職員の採用の承認 3 人事委員会規則1-2（現行規則の廃止）の一部を改正する規則案 4 人事委員会規則2-3 1（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則案 5 人事委員会規則7-5 1（へき地手当等）の一部を改正する規則案 6 人事委員会規則7-6 7（管理職手当）の一部を改正する規則案 7 人事委員会規則7-1 1 1（特地勤務手当等）の一部を改正する規則案 8 人事委員会規則1 1-5（職員の苦情の処理に関する規則）の一部を改正する規則案 9 人事委員会規則1 2-6（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則案 10 人事委員会規則1 3-8（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則案 11 人事委員会規則1 3-9（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則案 12 人事委員会規則1 3-1 2（職員の自己啓発等休業）の一部を改正する規則案 13 不利益処分に関する審査請求の裁決（案）	5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31 5. 3. 31

(2) 総 括

開催回数		議 案								議 案 以 外					合	
定	臨	規則制定・改廃	通知制定・改廃	各種試験関係	職員団体関係	不服申立て関係	各種承認関係	条例案に対する意見	その他	小計	審	報	協	その他	小計	計
21		29		9		6	6	2	12	64			12	15	27	91



### 3 条例案に対する意見

意見提出 年月日	議案番号	件名	意見
4. 9. 21	第311回定例会 (令和4年9月) 議案第5号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案	本条例案は、地方公務員法の改正に伴う所要の整理を行うものであり、適当であると考ええる。
4. 9. 21	第311回定例会 (令和4年9月) 議案第6号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、非常勤職員の育児休業の取得に係る任期等の要件を緩和等するものであり、適当であると考ええる。
4. 9. 21	第311回定例会 (令和4年9月) 議案第7号	職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員法等の改正に準じ職員の定年を段階的に引き上げるとともに60歳に達した職員の給料月額の特例を定め、地方公務員法の改正に伴い管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務職員の任用に関し必要な事項を定める等するものであり、適当であると考ええる。
4. 9. 21	第311回定例会 (令和4年9月) 議案第8号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、60歳に達した職員の退職手当の基本額の特例を定め、及び雇用保険法の基本手当に相当する失業者の退職手当について退職後に事業を開始した場合等における支給期間の特例を定めるとともに給付日数に係る特例の適用期限を延長等するものであり、適当であると考ええる。
4. 11. 24	第312回定例会 (令和4年11月) 議案第12号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	本条例案は、令和4年10月11日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額及び勤勉手当の額等を改定するものであり、適当であると考ええる。

## 第 2 事 務 局

### 1 職 員 名 簿

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	細 川 義 正	5.3.31出向（会計管理者）
	次 長	三 浦 猛 史	5.3.31出向（人事課課長）
総務・任用 グループ	副 参 事	木 村 由 貴 子	（グループマネージャー） 5.3.31出向（人事課副参事）
	主 幹	中 堤 文 世	
	主 幹	鷹 幸 弘 康	（任用サブマネージャー）
	主 事	池 田 拓 弥	
	主 事	古 川 莉 里 香	5.3.31出向（地域活力振興課主事）
給与・審査 グループ	副 参 事	兼 田 讓 司	（グループマネージャー）
	主 幹	倉 光 快	（審査サブマネージャー）
	主 幹	梅 原 実 津	（給与サブマネージャー）
	主 査	檜 山 静	5.3.31出向（市町村課主幹）
	主 査	和 山 大 輔	
	主 査	向 山 友 里 子	5.3.31出向（財務指導課主査）
	主 事	伊 藤 美 香	

## 2 令和4年度予算

### 歳入

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
14 款 諸収入	598	△ 18	580	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 ( 市 ) =130 10 × 30 (町 村) =300 6 × 25 (一部事務組合等) =150  定額分 65 団体 580
4 項 受託事業収入	598	△ 18	580	
1 目 総務受託事業収入	598	△ 18	580	
2 節 人事委員会費	598	△ 18	580	
市町村公平 委員会事務	598	△ 18	580	

### 歳出

一般会計

(単位：千円)

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
2 款 総務費				
9 項 人事委員会費	168,211	△ 33,440	134,771	
1 目 委員会費	23,493	△ 5,714	17,779	(1) 管理費 6,560
1 節 報酬	5,868	△ 832	5,036	(2) 職員費 971
7 節 報償費	245	△ 61	184	(3) 試験費 10,248
8 節 旅費	4,872	△ 3,385	1,487	
9 節 交際費	19		19	
10 節 需用費	4,262	△ 390	3,872	
11 節 役務費	1,819	△ 337	1,482	
12 節 委託料	1,803	△ 109	1,694	
13 節 使用料及び 賃借料	1,818	△ 178	1,640	
17 節 備品購入費	83	△ 25	58	
18 節 負担金補助 及び交付金	2,704	△ 397	2,307	
2 目 事務局費	144,718	△ 27,726	116,992	
1 節 報酬	2,732	422	3,154	(1) 事務費 2,696
2 節 給料	56,606	△ 695	55,911	(2) 人件費 114,296
3 節 職員手当等	63,004	△ 27,569	35,435	
4 節 共済費	19,436	153	19,589	
8 節 旅費	152	55	207	
9 節 交際費	18		18	
10 節 需用費	2,275		2,275	
11 節 役務費	147		147	
13 節 使用料及び 賃借料	348	△ 92	256	

科 目	予 算 額			説 明
	当 初	補 正	計	
【繰越明許費】				
2款 総務費				
9項 人事委員会費	707		707	
1目 委員会費	707		707	(1) 管理費 707
10節 需用費	93		93	
11節 役務費	88		88	
13節 使用料及び 賃借料	86		86	
17節 備品購入費	440		440	

# 第 3 任 用

## 1 競 争 試 験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており（地方公務員法第17条の2第1項）、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

### (1) 採 用 試 験

令和4年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。

なお、警察官採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、大学卒業程度は前年度比7.7%減、大学卒業程度（社会人枠）は前年度比19.6%減、高校卒業程度は前年度比2.1%増となった。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性は13.9%減、女性は前年度比で11.1%減、警察官Bは前年度比で男性は20.6%減、女性は18.4%減となった。

試験の種類	申込者数	第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		受験倍率	採用人員	
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数			
大 卒 程 度	410 (444)	338 (361)	240 (239)	219 (231)	164 (143)	2.1 (2.5)	128 (115)	
大 卒 程 度 ( 社 会 人 枠 )	115 (143)	80 (105)	25 (34)	23 (32)	11 (15)	7.3 (7.0)	9 (14)	
短 大 卒 程 度	- (10)	- (5)	- (5)	- (5)	- (1)	- (5.0)	- (1)	
高 卒 程 度	143 (140)	130 (131)	93 (71)	91 (69)	51 (39)	2.5 (3.4)	39 (23)	
警 察 官 試 験	警 察 官 A ( 男 性 )	143 (166)	109 (128)	95 (101)	70 (76)	40 (40)	2.7 (3.2)	34 (32)
	警 察 官 A ( 女 性 )	40 (45)	26 (30)	22 (24)	16 (20)	10 (10)	2.6 (3.0)	8 (10)
	警 察 官 A ( 武 道 指 導 / 柔 道 )	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1.0 (1.0)	1 (1)
	警 察 官 A ( 武 道 指 導 / 剣 道 )	2 (0)	2 (0)	0 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	警 察 官 B ( 男 性 )	216 (272)	176 (243)	157 (174)	134 (153)	44 (34)	4.0 (7.1)	34 (29)
	警 察 官 B ( 女 性 )	71 (87)	60 (75)	51 (51)	44 (44)	10 (9)	6.0 (8.3)	7 (7)
合 計	1,141 (1,308)	922 (1,079)	684 (700)	598 (631)	331 (292)	2.8 (3.7)	260 (232)	

(注) 1 ( ) 内は、令和3年度の実施状況である。

2 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

ア 日程等

試験の種類	公告日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試験会場	採用候補者名簿 確定年月日
			第1次試験	第2次試験		
大卒程度	4. 5. 6	4. 5. 6 ～ 4. 5. 27	4. 6. 19 ( 4. 6. 28)	4. 7. 21、22、 25～29 ( 4. 8. 15)	第1次 青森高校 CrossTransit航空会館 第2次 自治研修所	4. 8. 10
大卒程度 (社会人枠)	4. 5. 6	4. 5. 6 ～ 4. 5. 27	4. 6. 19 ( 4. 7. 11)	4. 8. 21 ( 4. 9. 9)	第1次 青森高校 自治研修所 CrossTransit航空会館 第2次 自治研修所	4. 9. 7
高卒程度	4. 7. 8	4. 8. 1 ～ 4. 8. 26	4. 9. 25 ( 4. 10. 5)	4. 10. 25 ～28 ( 4. 11. 14)	第1次 青森南高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 総合社会教育センター	4. 11. 8
警察官A 試験	4. 5. 6	4. 5. 9 ～ 4. 6. 17	4. 7. 10 ( 4. 7. 15)	4. 8. 25 ～26 ( 4. 9. 16)	第1次 警察学校 弘前工業高校 YSアリーナ八戸 ソニックシティ 第2次 警察学校	4. 9. 16
警察官B 試験	4. 7. 8	4. 7. 15 ～ 4. 9. 2	4. 9. 25 ( 4. 9. 30)	4. 11. 10 ～13 ( 4. 12. 2)	第1次 青森南高校 弘前中央高校 八戸東高校 第2次 警察学校	4. 12. 2

イ 受験資格及び試験の方法

試験の種類	受験資格 [5. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度	次のいずれかに該当する者 ① 平成2年4月2日から 平成13年4月1日までに 生まれた者 [22歳以上32歳以下] ② 平成13年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又は 大学卒見込みの者 [21歳以下]	1 教養試験(保健師を除く。) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 択一式 40題 (2時間)	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 [グループワーク 個別面接]

試験の種類	受験資格 [5. 4. 1現在の年齢]	試験の方法	
		第1次試験	第2次試験
大卒程度 (社会人枠)	昭和38年4月2日以降に生まれた者 [59歳以下] 民間企業における職務経験を5年以上(令和4年4月末時点)有する者	1 教養試験(行政のみ) 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験(行政以外) 択一式 40題 (2時間) 3 アピールシート試験 職務経歴シート アピールシート	筆記試験 1 論文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク〕 〔個別面接〕
高卒程度	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 [18歳以上21歳以下]	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 専門試験 (総合土木) 択一式 40題 (2時間) (林業) 記述式 8題 (2時間)	筆記試験 1 作文試験 1題(1時間) 2 適性検査 面接試験 〔グループワーク〕 〔個別面接〕
警察官A 試験	平成2年4月2日以降に生まれた者で大学卒又は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1 教養試験 択一式 50題 警察官A試験 - 2時間30分 警察官B試験 - 2時間	1 論(作)文試験 1題(1時間) ※第1次試験で実施するが第1次試験合格者のみ採点を行う。 2 面接試験
警察官B 試験	平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(警察官Aの受験資格を有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2 実技試験 (警察官A(武道指導)) 3 適性検査	〔集団面接〕 〔個別面接〕 3 適性検査 4 体力検査 持久力、瞬発力及び筋力 5 身体検査

ウ 実施状況

試験の種類	試験職種	採用 予定 人員	申込者 (A)	第1次試験			第2次試験		申込 倍率 (A/C)	受験 倍率 (B/C)	計	採 用 者					
				受験者 (B)	受験率 (B/A)	合格者	受験者 (C)	合格者 (C)				知事 部局	病院 局	警察 本部	教育 委員会	小中 学校	各種 委員会
大卒程度	行 政	83	276	219	79.3	136	124	83	3.3	2.6	57	51			6		
	警察行政	2	13	11	84.6	7	5	2	6.5	5.5	2			2			
	病院運営	2	4	3	75.0	3	3	2	2.0	1.5	2		2				
	化 学	5	11	9	81.8	7	5	5	2.2	1.8	5	5					
	心 理	7	5	4	80.0	3	3	3	1.7	1.3	3	3					
	福 祉	5	8	7	87.5	6	5	4	2.0	1.8	3	3					
	保 健 師	14	15	15	100.0	15	15	14	1.1	1.1	13	13					
	農 学	12	16	15	93.8	14	14	10	1.6	1.5	10	10					
	畜 産	8	9	6	66.7	5	4	4	2.3	1.5	3	3					
	林 業	5	7	6	85.7	5	5	5	1.4	1.2	4	4					
	水 産	4	4	4	100.0	4	3	2	2.0	2.0	2	2					
	総合土木	23	31	28	90.3	24	24	23	1.3	1.2	17	17					
	建 築	4	5	5	100.0	5	5	4	1.3	1.3	4	4					
	設 備	3	6	6	100.0	6	4	3	2.0	2.0	3	3					
計	177	410	338	82.4	240	219	164	2.5	2.1	128	118	2	2	6			
大卒程度(社会人枠)	行 政	4	77	52	67.5	10	10	4	19.3	13.0	3	3					
	心 理	1	1	1	100.0	1	1		—	—							
	福 祉	1	11	10	90.9	5	4	1	11.0	10.0	1	1					
	保 健 師	2	4	3	75.0	2	2	2	2.0	1.5	2	2					
	農 学	2	2	2	100.0				—	—							
	林 業	1	2		—				—	—							
	総合土木	3	10	8	80.0	5	5	3	3.3	2.7	3	3					
	建 築	1	2		—				—	—							
設 備	1	6	4	66.7	2	1	1	6.0	4.0								
計	16	115	80	69.6	25	23	11	10.5	7.3	9	9						
高卒程度	一 般 事 務	10	57	51	89.5	18	18	10	5.7	5.1	7	7					
	教 育 事 務	25	53	51	96.2	51	51	26	2.0	2.0	19				2	17	
	警 察 事 務	7	21	17	81.0	14	13	7	3.0	2.4	7			7			
	林 業	1	2	2	100.0	1	1	1	2.0	2.0	1	1					
	総合土木	7	10	9	90.0	9	8	7	1.4	1.3	5	5					
計	50	143	130	90.9	93	91	51	2.8	2.5	39	13			7	2	17	
警察官試験	警 察 官 A (男 性)	44	143	109	76.2	95	70	40	3.6	2.7	34			34			
	警 察 官 A (女 性)	11	40	26	65.0	22	16	10	4.0	2.6	8			8			
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 柔 道)	1	1	1	100.0	1	1	1	1.0	1.0	1			1			
	警 察 官 A (武 道 指 導 / 剣 道)	1	2	2	100.0				—	—							
	警 察 官 B (男 性)	44	216	176	81.5	157	134	44	4.9	4.0	34			34			
	警 察 官 B (女 性)	10	71	60	84.5	51	44	10	7.1	6.0	7			7			
計	111	473	374	79.1	326	265	105	4.5	3.6	84			84				
合 計	354	1,141	922	80.8	684	598	331	3.4	2.8	260	140	2	93	8	17		

- (注) 1 「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。  
2 「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。  
3 高校卒業程度の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。



エ 参考 (学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調)

試験の種類	職 種	性別	大 学 院			大 学			短 大			高 校			中 学			合 計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大 卒 程 度	行 政	男	10	6	2	146	116	42	3	2		4	3				163	127	44	
		女	4	2		106	87	38	1	1		2	2	1			113	92	39	
		計	14	8	2	252	203	80	4	3		6	5	1			276	219	83	
	警 察 行 政	男				3	2										3	2		
		女				10	9	2									10	9	2	
		計				13	11	2									13	11	2	
	病 院 運 営	男				1	1	1				1	1				2	2	1	
		女				2	1	1									2	1	1	
		計				3	2	2				1	1				4	3	2	
	化 学	男	1	1		6	6	4									7	7	4	
		女	1			3	2	1									4	2	1	
		計	2	1		9	8	5									11	9	5	
	心 理	男				1	1										1	1		
		女				4	3	3									4	3	3	
		計				5	4	3									5	4	3	
	福 祉	男				2	2	1									2	2	1	
		女				6	5	3									6	5	3	
		計				8	7	4									8	7	4	
	保 健 師	男	1	1		1	1	1									2	2	1	
		女				13	13	13									13	13	13	
		計	1	1		14	14	14									15	15	14	
農 学	男	2	2	2	8	8	3									10	10	5		
	女	1	1	1	5	4	4									6	5	5		
	計	3	3	3	13	12	7									16	15	10		
畜 産	男				5	3	2									5	3	2		
	女	1	1	1	3	2	1									4	3	2		
	計	1	1	1	8	5	3									9	6	4		
林 業	男	3	3	3	4	3	2									7	6	5		
	女																			
	計	3	3	3	4	3	2									7	6	5		
水 産	男				4	4	2									4	4	2		
	女																			
	計				4	4	2									4	4	2		
総 合 土 木	男	1			23	22	18				3	2	2			27	24	20		
	女	1	1	1	3	3	2									4	4	3		
	計	2	1	1	26	25	20				3	2	2			31	28	23		
建 築	男				5	5	4									5	5	4		
	女																			
	計				5	5	4									5	5	4		
設 備	男				5	5	2				1	1	1			6	6	3		
	女																			
	計				5	5	2				1	1	1			6	6	3		
計	男	18	13	7	214	179	82	3	2		9	7	3			244	201	92		
	女	8	5	3	155	129	68	1	1		2	2	1			166	137	72		
	計	26	18	10	369	308	150	4	3		11	9	4			410	338	164		

試験の種類	試験職種	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
大卒程度（社会人枠）	行政	男	4	2		27	17	1	4	4		9	5					44	28	1
		女	3	1		14	12	3	7	4		9	7					33	24	3
		計	7	3		41	29	4	11	8		18	12					77	52	4
	心理	男				1	1											1	1	
		女																		
		計				1	1											1	1	
	福祉	男	1	1		4	4		1	1		1	1					7	7	
		女				3	2	1	1	1								4	3	1
		計	1	1		7	6	1	2	2		1	1					11	10	1
	保健師	男				1	1	1										1	1	1
		女				2	1	1	1	1								3	2	1
		計				3	2	2	1	1								4	3	2
	農学	男	1	1		1	1											2	2	
		女																		
		計	1	1		1	1											2	2	
	林業	男							1			1						2		
		女																		
		計							1			1						2		
	総合土木	男	2	1		4	4	2	1	1		2	2	1				9	8	3
		女				1												1		
		計	2	1		5	4	2	1	1		2	2	1				10	8	3
建築	男				1						1						2			
	女																			
	計				1						1						2			
設備	男	1	1		1	1		1	1	1	2						5	3	1	
	女										1	1					1	1		
	計	1	1		1	1		1	1	1	3	1					6	4	1	
計	男	9	6		40	29	4	8	7	1	16	8	1				73	50	6	
	女	3	1		20	15	5	9	6		10	8					42	30	5	
	計	12	7		60	44	9	17	13	1	26	16	1				115	80	11	

試験の種類	職業	性別	大学院			大学			短大			高校			中学			合計		
			申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
高 卒 程 度	一般事務	男							9	9	2	20	16	2				29	25	4
		女							4	3	1	24	23	5				28	26	6
		計							13	12	3	44	39	7				57	51	10
	教育事務	男							8	8	6	13	12	3				21	20	9
		女							5	5	2	27	26	15				32	31	17
		計							13	13	8	40	38	18				53	51	26
	警察事務	男							2	2	2	5	3					7	5	2
		女							2		1	12	12	4				14	12	5
		計							4	2	3	17	15	4				21	17	7
	林業	男										2	2	1				2	2	1
		女																		
		計										2	2	1				2	2	1
	総合土木	男										7	6	6				7	6	6
		女										3	3	1				3	3	1
		計										10	9	7				10	9	7
計	男							19	19	10	47	39	12				66	58	22	
	女							11	8	4	66	64	25				77	72	29	
	計							30	27	14	113	103	37				143	130	51	
警 察 官 試 験	警察官A	男	2	1		141	108	40									143	109	40	
		女				40	26	10										40	26	10
	警察官A (武道指導/剣道)	男				1	1	1										1	1	1
		女																		
	警察官A (武道指導/剣道)	男				2	2											2	2	
		女																		
	警察官B	男							32	27	4	184	149	40				216	176	44
		女							4	2		67	58	10				71	60	10
	計	男	2	1		144	111	41	32	27	4	184	149	40				362	288	85
		女				40	26	10	4	2		67	58	10				111	86	20
計		2	1		184	137	51	36	29	4	251	207	50				473	374	105	
合 計	男	29	20	7	398	319	127	62	55	15	256	203	56				745	597	205	
	女	11	6	3	215	170	83	25	17	4	145	132	36				396	325	126	
	計	40	26	10	613	489	210	87	72	19	401	335	92				1,141	922	331	

(2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、令和4年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

ア 日程等

昇任させる階級	考査の種類	選考考査実施日			合格発表日	考査会場
		予備試験	第1次試験	第2次試験		
			受験者選抜	筆記面接試験		
警部	一般	4. 5.25	4. 6.22	4. 7.28 4. 8.18	4. 8. 4 4. 8.19	予備 アスパム、警察学校、青森・八戸・弘前・むつの各警察署 第1次 アスパム、警察学校、青森・八戸・弘前の各警察署 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	実施しない	/		4.12. 1	警察本部
	選考		/			
警部補	一般	4. 5.24	4. 6.21	4. 7.27 4. 8.18	4. 8. 4 4. 8.19	予備 アスパム、警察学校、機動隊、五所川原合同庁舎、十和田商工会議所、青森・八戸・弘前・黒石・三沢・むつ・野辺地・つがる・三戸・鯨ヶ沢の各警察署、大鰐交番 第1次 アスパム、警察学校、青森・八戸・弘前・三沢・むつ・つがるの各警察署、埼玉県警察本部、愛知県警察本部 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	実施しない	/			警察本部
	選考		/		4.12. 1	
巡査部長	一般	4. 5.24	4. 6.17	4. 7.26 4. 8.16 4. 8.18	4. 8. 4 4. 8.19	予備 アスパム、警察学校、機動隊、五所川原合同庁舎、十和田商工会議所、青森・八戸・弘前・黒石・三沢・むつ・野辺地・つがる・三戸・鯨ヶ沢の各警察署、大鰐交番、警察本部 第1次 アスパム、警察学校、青森・八戸・弘前・黒石・三沢・むつ・つがるの各警察署、警察大学校 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	/		/		
	選考	実施しない	/		4.12. 1	警察本部

イ 実施状況

昇任 させる 階 級	考査 の 種類	申 込 者 (選抜及び選考は、 所属長推薦者)	予 備 試 験		第 1 次 試 験		第 2 次 試 験		筆記口述試験		競争率	昇任者
			受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者		
警 部	一般	258 (22)	256	86	108 (22)	32 (7)	32 (7)	18 (4)	—————	15.4	18	
	選抜	8	実 施 し な い							4.0	2	
	選考	6	実 施 し な い							-	0	
警部補	一般	390 (34)	387	143	176 (34)	74 (20)	74 (20)	51 (11)	—————	8.3	51	
	選抜	/	実 施 し な い							/	/	
	選考	12	実 施 し な い							4.0	3	
巡 査 部 長	一般	542 (30)	538	176	201 (30)	91 (22)	91 (22)	70 (16)	—————	8.1	70	
	選抜	/	実 施 し な い							/	/	
	選考	13	実 施 し な い							1.0	13	

(注) 1 ( ) 内は、予備試験免除者で内数である。

2 「一般」の競争率は、 $\frac{\text{予備試験受験者数及び予備試験免除者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

3 「選抜」及び「選考」の競争率は、 $\frac{\text{所属長推薦者数}}{\text{昇任者数}}$  である。

ウ 受考資格及び考査の方法

昇任させる階級	考査の種類	受考資格	考査の方法		
			予備試験	第1次試験	第2次試験
				(筆記面接試験)	
警部	一般	警部補として4年以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験 実務能力試験
	選抜	警部補として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	警部補として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が55歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
警部補	一般	巡査部長として4年(大卒者は2年、短大卒者は3年)以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選抜	巡査部長として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	巡査部長として10年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が50歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
巡査長	一般	巡査として4年(大卒者は2年、短大卒者は3年)以上の在級年数を有する者	筆記試験 択一式 50問	筆記試験 6科目	面接試験 術科試験
	選抜	巡査として4年以上の在級年数を有し、かつ、勤務成績が優秀で、専門的実務能力が極めて高い者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	
	選考	巡査として14年以上の在級年数を有し、かつ、年齢が36歳以上で、勤務成績が優良な精勤者のうちから本部昇任管理委員会が決定した者	実施しない	実施しない	

## 2 選 考

競争試験によることが不適當であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており（地方公務員法第17条の2）、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

### (1) 採 用 選 考

令和4年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

#### ア 適用根拠規定（人事委員会規則6-15第33条各号）別状況

規 定		部 局	知 事 局	病 院 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	各 種 委 員 会	計
第1号	役付の職				3			3
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					23		23
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの							
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもって補充しようとする職で、その者が現に任用されている職又はかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		4 (4)					4 (4)
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と人事委員会が認めるもの		3					3
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について順位の判定が困難であると人事委員会が認める職で別表第2に掲げるもの		9	101				110
第7号	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第4条又は第5条の規定により任期を定めて採用しようとする職		21					21
第8号	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項又は第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職				5			5
第9号	職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年青森県条例第68号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職							
第10号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適當であると人事委員会が認める職		5 (21)		2			7 (21)
計			42 (25)	101	10	23		176 (25)

(注) 1 発令日が 4. 4. 1～ 5. 3.31 の採用者である。

2 ( ) 内は、無給併任職員で外数である。

イ 適用給料表別職層状況

適用 給料表	職名(職)	人員	部 局 別 人 員				
			知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会
行政職	部長級	1	1				
	次長級						
	課長級	3	3				
	副参事級	1	1				
	総括主幹級	3			3		
	主幹級	2	2				
	主査級	6	6				
主事級	31	24			7		
	計	47	37		10		
警察職	警視	4				4	
	警部	10				10	
	警部補	1				1	
	巡査部長	8				8	
	巡査						
	計	23				23	
医療職 (一)	部長級						
	次長級	1		1			
	課長級	2		2			
	副参事級						
	総括主幹級	8		8			
医師	34		34				
	計	45		45			
医療職 (二)	技師(獣医師等)	17	3	14			
	計	17	3	14			
医療職 (三)	技師(看護師等)	42	1	41			
	計	42	1	41			
医療職 (四)	技師(社会福祉士)	1		1			
	計	1		1			
研究職	技師(薬剤師)	1	1				
	計	1	1				
合計		176	42	101	10	23	



## (2) 選 考 試 験

事務職を採用する障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、令和4年度の状況は、次のとおりである。

### ア 日程等

試 験	公 告 日	申込受付期間	試験日(合格発表日)		試 験 会 場
			第1次試験	第2次試験	
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	4. 8. 22	4. 8. 22 ～ 4. 9. 16	4. 10. 16 ( 4. 10. 24)	4. 11. 13 ( 4. 11. 24)	第1次：総合社会教育センター 第2次：総合社会教育センター

### イ 実施状況

試 験	試験職種	申込者数	第1次試験		第2次試験		受験倍率	採用人数
			受験者	合格者	受験者	合格者		
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	一般・ 教育事務	24	22	12	12	5	4.4	4

(注) 1 受験倍率は、 $\frac{\text{第1次試験の受験者数}}{\text{第2次試験の合格者数}}$  である。

### ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受 験 資 格	試 験 の 方 法	
		第1次試験	第2次試験
障害者を対象とした青森県職員採用選考試験	昭和58年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、次に掲げる手帳等の交付を受けており、活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 ① 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書 ② 療育手帳等又は知的障害者であることの判定書 ③ 精神障害者保健福祉手帳	1 教養試験 択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

## 第4 給 与

### 1 令和4年 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和4年10月11日）

#### (1) 報告

##### I 給与に関する事項

##### 1～6 略

##### 7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

##### (1) 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を1,085円（0.31%）下回っている状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を921円（0.23%）下回っていることから大卒程度に係る初任給を3,000円、高卒者に係る初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、20歳台半ばまでの職員が在職する号俸に重点を置き、初任の係長級（3級）の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うことを勧告したことを踏まえれば、職員の給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定し、本年4月に遡及して実施することが適当である。

##### (2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.20月）は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合（4.30月）を0.10月分下回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間ににおける民間の特別給の支給割合に見合うよう、年間平均支給月数を0.10月分引き上げ、4.30月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分については、人事院が民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとしたことや、他の都道府県の動向等を踏まえると、引上げ分を勤勉手当に配分し、本年度については12月期を引き上げ、令和5年度以降については6月期及び12月期が均等になるよう配分す

ることが適当である。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることが適当である。

## 8 初任給基準の見直し

職員の初任給の水準については、これまでも県内の民間事業所との比較において、一定程度下回る状況で推移してきたところであるが、本年の「職種別民間給与実態調査」の結果によると、県内民間事業所の初任給月額、大学卒で平均201,745円であり、本県の行政職職員（大学卒業程度）の初任給月額182,200円との差は、これまで以上に大きくなった。

また、他の都道府県との比較においても、低いレベルにある状況が続いている。

本県職員の初任給は国家公務員に準じて措置しているものであるが、近年、全国的に公務員の人材確保が厳しさを増し、本県の職員採用試験においても受験者の減少傾向が見られる中、就職活動を行う学生等にとって、初任給は就職先を決定する上で重要な要素の一つであり、民間企業や他の都道府県との人材獲得競争において不利となり得る要素に対しては早期に対策を講ずることが適当と考えられることから、初任給基準について、県内民間企業や他の都道府県の状況を踏まえ、所要の見直しを検討する必要がある。

## 9 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は職員の給与に関する報告において、能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて人材の確保や勤務環境の整備などの取組を進める中で、給与面においても若い世代の誘致・確保、採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化などといった課題に対応できるよう給与制度のアップデートを図っていく必要があるとして、俸給表の構造、初任給・昇格・昇給の基準、各種手当など、給与制度について様々な側面から一体的に取組を進めていく旨、言及している。

本委員会においても、今後、人事院の動向等に留意しながら、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備について検討していく必要がある。

## II 人事管理に関する事項

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 人材の確保

複雑化・多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、公務に対する高い志を持ち、時代の変化に柔軟に対応し、自ら考え、判断し、課題解決に向けてチームワークをもって行動できる人材を積極的に確保していくことが必要である。

しかしながら、近年、若年人口の減少、若者の就業意識の変化、民間企業の高い採

用意欲等を背景に、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にあり、本県の職員採用試験においても受験者の減少傾向が見られ、人材の確保を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。

こうした中、本委員会では、県職員の仕事の魅力をアピールするため、「技術職1 DAY職場訪問」、「青森県ファーストステップセミナー」、「青森県庁JOBセミナー」等の開催やSNSによる情報発信のほか、昨年度からは保護者を対象とした説明会を開催するなど、任命権者と連携しながら受験者の確保に取り組んでいるところであり、今後も受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進める必要がある。

また、職員採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら随時見直しを行ってきたところであり、本年度の大学卒業程度試験においては、受験者層を拡大し、より多くの受験者を確保する観点から受験年齢の上限を3歳引き上げている。

本年、人事院は公務員人事管理に関する報告において、就職活動を終えた学生を対象とした意識調査の結果、就職先に国家公務員を選ばなかった理由として「採用試験の勉強や準備の負担」を挙げる回答が最も多く、受験者の増加に向けた採用試験の在り方の見直しが喫緊の課題であるとし、地方公共団体採用試験では、専門試験を廃止するなど試験科目の削減を行う例が増加していることや、大学教職員から「民間企業の採用意欲が高い理系学生を公務に誘致するのであれば専門外の分野については試験の負担を軽減すべき」といった意見が寄せられたことを踏まえ、国家公務員と民間企業や地方公共団体を併願する学生にとってより受験しやすい基礎能力試験の在り方や専門試験を課さない試験区分の新設などについて検討を進める旨、言及している。

本県においても、最重要課題である人口減少克服を柱として、県民の平均寿命・健康寿命の延伸、官民デジタル化の推進や脱炭素社会の実現、さらには、収束が見通せない新型コロナウイルス感染症や頻発化・大規模化する自然災害など数多くの課題に対応していくためには、直面するあらゆる困難を臨機応変に突破していける多様な有為の人材を行政の担い手として継続的に確保していくことが重要であり、人材獲得競争が特に激しい技術系職種をはじめ、各試験職種においてより多くの人材に受験されることが不可欠であることから、他の都道府県の状況などを参考にしながら、能力実証の観点に留意しつつ、教養試験の在り方や専門試験を課さない試験区分の新設などについて、人事院に遅れることなく検討を進めることとする。

## (2) 人材の育成等

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、全ての職員が能力や意欲を高めて活躍できる職場環境づくりが重要であり、職員一人ひとりの能力や意欲などに応じて効果的に育成していくための取組が必要である。

特に人事管理の基礎となる人事評価制度については、職員の能力・業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を職員の処遇や能力開発等に反映させるものであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで

欠かせないものである。各任命権者においては、評価の公正性、透明性、客観性の確保に留意しながら、引き続き適切に運用していく必要がある。

昨年度から障害者採用試験において、身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大したところであり、各任命権者においては、障害のある職員がその能力を十分発揮できるよう、周囲の職員が障害に対する理解を含め、必要な支援を行うなど、個々の特性に配慮した職場環境づくりを引き続き進めていく必要がある。

女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことは、多様化する行政需要に対応し、県全体の行政サービスを向上させるために重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の採用・登用の推進、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等に積極的に取り組んでいるところであり、今後も引き続き女性職員の個々の意欲や適性を踏まえた人事配置や従業務の拡大、キャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図っていく必要がある。

## 2 良好な勤務環境の整備

職員が心身ともに健康で、職務遂行において十分にその能力を発揮できる勤務環境を整備することは、職員本人はもちろんのこと、職員の家族にとっても重要なことであり、そのためには、総実勤務時間の縮減、仕事と生活の両立支援、各種ハラスメントの防止、心の健康づくりの推進などが求められるところである。

### (1) 総実勤務時間の縮減

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に年次休暇を取得することは、職員の健康確保や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止や有為な人材の確保の観点からも重要な課題となっている。

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間以上の時間外勤務を行った延べ職員数は令和2年度111人から令和3年度305人に増加している。この大幅な増加の要因として、新型コロナウイルス感染症、鳥インフルエンザ、自然災害などによる臨時・緊急的な業務等への対応などがあり、やむを得ない面はあるものの、各任命権者においては、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

また、学校現場における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に基づく取組が進められているところである。県教育委員会は、各市町村教育委員会と連携し、勤務時間の適正化に向けたプランの取組状況を調査し、課題・成果の整理、優良事例の情報共有を行うなど、全県的に効果的な取組を進めているところ

るである。プランに掲げる目的及び目標を踏まえ、学校現場の環境が一層改善されるよう、教育委員会が学校と一丸となって着実に取組を進める必要がある。

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかける、学校において長期休業期間に学校閉庁日を設定するなどの取組を進めているところである。

令和3年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は13.0日となっており、令和2年の12.3日からわずかに増加しているが、各任命権者がそれぞれの特定事業主行動計画において、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させる目標を設定していることを踏まえれば、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得することや、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることなどに加え、業務の見直しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

## (2) 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも妊娠、出産、育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、子の看護休暇の拡充、不妊治療や介護のための休暇等の整備などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は知事部局等では令和2年度の26.5%から令和3年度は29.8%に上昇するとともに、警察本部においては令和2年度36.6%、令和3年度44.7%と全国でも高い水準となっているなど、一定の効果も現れてきている。

令和4年5月2日、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、地方公務員においても国家公務員と同様に育児休業の取得制限が緩和されるなど、働きながら育児や介護がしやすい環境整備がさらに進められることとなった。

夫婦交替での育児休業の取得や、男性職員の育児休業の取得をしやすくする職場環境づくりを進めるため、周囲の職員の理解の醸成、代替職員の確保や長時間勤務の是正に努めるなど、引き続き仕事と生活の両立を支援していく必要がある。

## (3) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止等に関する要綱等の制定、苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組など、ハラスメントの防止に取り組んできているところであるが、本委員会又は各任命権者に対し毎年一

定数の苦情相談が寄せられている状況にある。

無意識の思い込みや先入観（アンコンシャス・バイアス）は、自分自身では気づきにくく、加害意識のない何気ない言動であっても、相手に不快感や苦痛を与えた場合にはハラスメントに該当し得ることから、各所属においては、管理職員をはじめとする職員一人ひとりがハラスメントについて理解を深めるとともに、日頃からコミュニケーションを図るなど、ハラスメントのない職場づくりに努める必要がある。

また、多様性を認め合う社会づくりを目指す動きが広がる中、性的マイノリティに対するハラスメントについても理解を深めていく必要がある。

#### **(4) 心の健康づくりの推進**

心の健康づくりの推進については、各任命権者において、メンタルヘルス研修、個別の健康相談の実施、ストレスチェック制度の活用、メンタルヘルス不調による休職者等の職場復帰支援など様々な対策が講じられてきたところであるが、長期の病気休暇取得者・休職者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要な課題であることから、ストレスチェック等による職員自らの心の健康状態の把握や、職場環境が大きく変化した職員や業務に不慣れな職員に対する上司・同僚の適切な支援等によるメンタルヘルス不調のリスク軽減など、健康で働きやすい勤務環境づくりを一層進める必要がある。

#### **(5) テレワーク等の柔軟な働き方の推進**

かつての職場は、職員が共に執務室で勤務することを前提としていたが、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務を含むテレワークや時差出勤が広がり、これに伴い、各種コミュニケーションツールやデジタルツールの活用により柔軟な働き方や事務の効率化が図られる環境を整備する動きが見られている。

テレワークや時差出勤等による柔軟な働き方、ICT活用による業務の効率化の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や有為な人材の確保にもつながると期待されるものであることから、各任命権者においては、災害等における業務継続の観点に配慮しつつ、引き続き柔軟かつ効率的な働き方の推進に取り組んでいく必要がある。

### **3 定年の引上げ**

人口減少社会における労働力人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し、多様な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ高齢層職員の能力・経験のより一層の活用を進める必要がある。

定年の引上げは、令和5年4月1日からの制度導入に向け、国家公務員の制度との均衡や本県職員の状況などを踏まえ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給与など、適切に関係条例等の整備が進められているところ

であるが、令和4年度に59歳に達する職員（定年引上げ対象者）に対しては、本年度の適切な時期に定年の引上げ制度に係る情報提供・意思確認等を着実に行う必要がある。

併せて、定年の引上げに伴い増加する高齢期の職員の人事管理や中長期的視点に立った定員管理などの諸課題に加え、職場における安全衛生の確保や自己の健康づくりの推進などについても適切に対応していく必要がある。

### Ⅲ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## (2) 勧告

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 勤勉手当

##### ア 令和4年12月期の支給割合

##### (ア) (イ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.0月分（再任用職員にあつては、0.475月分）とすること。

##### (イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.2月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

##### イ 令和5年6月期以降の支給割合

##### (ア) (イ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.45月分）とすること。

##### (イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.15月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.55月分）とすること。

### 2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正



(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

**3 任期付職員の採用等に関する条例の改正**

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

**4 改定の実施時期**

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

**2 職員の給与制度の動き**

職員に支給される給料及び諸手当に係る規則のうち、令和4年度に制定又は改正されたものは、次のとおりである。

<制定>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則7-207（職員の給与に関する条例附則第7項の規定による給料月額及び同条例附則第9項、第11項、第13項又は第14項の規定による給料）	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、必要な事項を定めるため、規則を制定した。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-0 (給料等の支給)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-10 (学校職員の特殊勤務手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-27 (警察職員の特殊勤務手当)	R4. 9. 30 (R4. 8. 26適用)	警察職員の特殊勤務手当に係る警護要則の廃止・制定に伴い、所要の改正を行った。
	R5. 4. 1	手当額の見直しに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-33 (失業者の退職手当)	R4. 10. 17 (改正後の規定は、R4. 7. 1以降に職員の退職手当に関する条例第10条第5項に規定する事業を開始した者等について適用)	職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-39 (初任給、昇格、昇給等の基準)	R4. 12. 16 (R4. 4. 1適用)	給料表の改定に伴い、所要の改正を行った。
	R5. 4. 1	初任給基準の見直しに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-44 (通勤手当)	R5. 4. 1	人事院規則の一部改正及び定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-51 (へき地手当等)	R5. 4. 1	小学校の統廃合及び移転に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-60 (福祉業務手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-62 (初任給調整手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-64 (職業訓練指導員手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-67 (管理職手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
		青森県行政組織規則の一部改正等に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-80 (期末手当及び勤勉手当)	R4. 10. 1	育児休業取得職員の期末・勤勉手当見直しに係る人事院規則の改正に準じて、所要の改正を行った。
	R4. 12. 16 (第1条 R4. 12. 1適用、第2条 R5. 4. 1施行)	勤勉手当の支給割合が改められることに伴う成績率の改定及び定年引上げに伴う条例の一部改正に伴う所要の整理を行うため、所要の改正を行った。
	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-83 (衛生検査手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-86 (農林漁業普及指導手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-98 (家畜診療手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正及び県立高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-109 (住居手当)	R5. 4. 1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 7-1-1 1 (特勤勤務手当等)	R5.4.1	県立高等学校の閉校に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-1 8 (教職調整額の支給方法)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-3 3 (義務教育等教員特別手当)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-3 5 (実習指導手当)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-5 9 (単身赴任手当)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-6 2 (管理職員特別勤務手当)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-7 9 (再任用短時間勤務職員等の給料月額 の端数計算)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 7-1-9 5 (食肉衛生検査手当)	R5.4.1	定年引上げに伴う条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

## 第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則のうち、令和4年度に改正されたものは、次のとおりである。

<改正>

規則の名称	施行年月日	内 容
人事委員会規則 1 3 - 8 (職員の勤務時間、休日及び休暇)	R4. 10. 1	育児参加休暇の対象拡大に係る人事院規則の改正に準じて、所要の改正を行った。
	R5. 4. 1	定年引上げ及び夏季休暇の取得可能期間の見直しに伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 1 3 - 9 (職員の育児休業等に関する規則)	R4. 10. 1	職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
	R5. 4. 1	定年引上げに伴う職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行った。
人事委員会規則 1 3 - 1 2 (職員の自己啓発等休業)	R5. 4. 1	退職手当の在職期間の運用の見直しに伴い、所要の改正を行った。

## 第 6 審 査

### 1 不利益処分についての審査請求

令和4年度においては、新たな審査請求が1件あり、前年度から繰り越した1件と合わせた2件について処理を行った結果、年度末における係属事案はない。

審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	請求年月日 (請求人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	懲戒免職修正 請求事案	R2. 8. 24 (1)	個人情報流出	書面審理	R4. 5. 16	処分承認
県	懲戒免職修正 請求事案	R4. 7. 27 (1)	道路交通法違反	書面審理	R5. 3. 29	処分承認

### 2 勤務条件に関する措置要求

令和4年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

### 3 公務災害補償の実施についての審査請求

令和4年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

### 4 職員の苦情の処理

令和4年度においては、23件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・ サービス関係	厚生福祉 関 係	公平審査 関 係	パワハラ・ セクハラ等	計
県	2		3		1	5	11
委託	2	2	3			5	12

### 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

令和4年度においては、一般の退職手当等の全部を支給しない処分について意見聴取の申出が1件あり、元職員は、職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたとは認めがたいことから、当該処分を行うことは適当ではないと考える旨の意見を述べた。

## 第7 労働基準監督機関の職権行使

### 1 労働基準法別表第一の号別区分

令和4年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分（人事委員会告示11第2号）に追加し、又はこれから削除した事業所等は、次のとおりである。

区分	事業所又は事務所の名称	号別区分	事業所等の設置又は廃止年月日	告示改正年月日
事業所等の新設により新たに号別区分に追加したもの	各地域県民局地域農林水産部水産事務所	3号	R 4. 4. 1	R 4. 4. 1
事業所等の廃止により号別区分から削除したもの	各地域県民局地域農林水産部地方漁港漁場整備事務所			
業務の変更により号別区分から削除したもの	各地域県民局環境管理部	12号		

### 2 事業所調査等

#### (1) 事業所調査

##### ア 趣旨

職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、実施。

イ 調査実施期間 令和4年10～11月

ウ 調査対象事業所数 10事業所（知事部局3、教育委員会2、警察本部5）  
（12号事業所5、官公署5）

##### エ 調査項目

- (ア) 勤務時間・休憩時間・休暇・宿日直勤務
- (イ) 安全衛生管理体制（作業場の定期巡視等）
- (ウ) 健康診断の実施
- (エ) 労働災害の発生
- (オ) 機械・装置等の管理状況
- (カ) 危険有害業務（有機溶剤の取扱い等）の管理
- (キ) ハラスメント対策、メンタルヘルス対策

##### オ 調査結果

##### (ア) 労働基準法関係

改善を求めた事項はなし

##### (イ) 労働安全衛生法関係

- ・特定化学物質作業主任者の未選任 [1]
- ・有機溶剤及び特定化学物質取扱作業場での作業環境測定の実施 [1]

※ [ ] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

(2) 時間外勤務等の実施状況調査

ア 趣旨

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）を締結している事業所（12号事業所）を対象として、その遵守状況を把握するため、実施。

イ 調査実施方法 半期毎に実施

ウ 調査対象事業所数 令和3年度下半期：103事業所  
令和4年度上半期：93事業所

エ 調査結果

令和4年9月30日までの期間中、2事業所において、36協定の上限を超えて労働させていた。

3 その他の職権行使の状況

令和4年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
解雇予告除外認定	1	1	労働基準法第20条
非常災害等の理由による 労働時間延長届	0	0	〃 第33条
時間外労働・休日労働に 関する協定届	新規 77 更新 16	77 16	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	0	0	〃 第41条

(2) 労働安全衛生法関係

内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
衛生管理者選任報告	34	29	労働安全衛生規則第7条
産業医選任報告	5	4	〃 第13条
定期健康診断結果報告	127	73	〃 第52条
心理的な負担の程度を把握するための 検査結果等報告書	73	73	〃 第52条の21
機械等設置届	3	3	〃 第86条



内 容	件 数	事業所数	根 拠 法 令
機械等変更届	1	1	労働安全衛生規則第86条
労働者死傷病報告（休業4日以上）	10	9	〃 第97条第1項
〃（休業4日未満）	6	4	〃 第97条第2項
ボイラー設置届	0	0	ボイラー及び圧力容器安全規則第10条
ボイラー落成検査	0	0	〃 第14条
ボイラー使用再開検査	1	1	〃 第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	〃 第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	〃 第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	〃 第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	〃 第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	54	26	〃 第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	38	17	〃 第41条
高気圧業務健康診断結果報告	3	1	高気圧作業安全衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	2	1	電離放射線障害防止規則第58条

## 第8 職員団体等

### 1 職員団体の登録

令和4年度においては、上北地方教育・福祉事務組合職員組合が解散したことにより、当委員会の登録を受けている職員団体は、43団体となった。また、青森県職員組合ほか35団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。

令和4年度における変更登録等の状況及び令和4年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

#### (1) 令和4年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変 更 登 録 団 体 数	登 録 取 消 等 団 体 数	変更登録事項（件数）		
				規 約	役員の名等	計
県 関 係	7	6	0	0	6	6
委託関係	36	30	0	3	39	42
計	43	36	0	3	45	48

#### (2) 令和4年度末における登録職員団体の状況

##### ア 県 関 係（7団体）

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事務所の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令和4年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
県職員	青森県職員組合	S26. 5. 12	藤田 正男	青 森 市	有	役員の名等（R4. 4. 8）
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	S28. 1. 30	逢坂 拓	〃	〃	〃（R4. 4. 5）
〃	青 森 県 教 職 員 組 合	S28. 4. 15	渡部 秀逸	〃	〃	〃（R4. 4. 11）
〃	青森県北地方 教職員組合	S41. 9. 29	鍋田 千秋	五所川原市	無	〃（R4. 4. 11）
〃	下北教職員組合	S47. 7. 20	菊池 隆一	むつ市	有	
〃	青森県上北地方 教職員組合	S50. 10. 28	蝦名 憲仁	十和田市	無	役員の名等（R4. 4. 8）
〃	日教組青森県 教職員組合	H2. 1. 24	丹代 臣治	五所川原市	有	〃（R4. 4. 18）

イ 委 託 関 係 ( 3 6 団 体 )

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 4 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 ( 登 録 等 年 月 日 )
市 町 村 職 員	青 森 市 役 所 職 員 組 合	S41. 9. 29	森 良 江	青 森 市	有	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 4. 12 )
〃	弘 前 市 職 員 組 合	〃	笹 森 康 寛	弘 前 市	〃	〃 ( R5. 3. 6 )
〃	つ が る 市 職 員 組 合	〃	片 山 勉	つ が る 市	〃	〃 ( R4. 12. 6 )
〃	自 治 労 東 北 町 職 員 組 合	〃	阿 部 治	上 北 郡 東 北 町	〃	〃 ( R4. 9. 15 )
〃	東 北 町 職 員 組 合	S42. 5. 30	佐 藤 智 宏	〃	〃	〃 ( R4. 10. 26 )
〃	田 舎 館 村 職 員 組 合	S42. 9. 4	喜 多 島 啓	南 津 軽 郡 田 舎 館 村	〃	〃 ( R4. 7. 7 )
〃	鱒 ケ 沢 町 職 員 組 合	S42. 9. 8	佐 藤 仁	西 津 軽 郡 鱒 ケ 沢 町	〃	〃 ( R5. 3. 31 )
〃	深 浦 町 職 員 組 合	S42. 12. 2	斉 藤 徹 伸	西 津 軽 郡 深 浦 町	〃	〃 ( R4. 4. 20 )
〃	横 浜 町 職 員 組 合	S42. 11. 2	坂 下 拓 也	上 北 郡 横 浜 町	〃	
〃	三 沢 市 職 員 組 合	S43. 6. 24	平 出 晃 一	三 沢 市	〃	
〃	黒 石 市 職 員 組 合	S44. 9. 18	村 上 正 剛	黒 石 市	〃	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 4. 12 ) 〃 ( R4. 9. 28 )
〃	平 川 市 職 員 労 働 組 合	S45. 10. 20	松 田 正 志	平 川 市	〃	〃 ( R4. 11. 29 )
〃	大 間 町 職 員 組 合	S46. 9. 2	赤 田 一 美	下 北 郡 大 間 町	〃	〃 ( R4. 4. 15 ) 〃 ( R4. 12. 14 )
〃	鶴 田 町 職 員 組 合	S48. 10. 15	坂 本 博 之	北 津 軽 郡 鶴 田 町	〃	
〃	十 和 田 市 職 員 組 合	S51. 1. 14	佐 々 木 了 磨	十 和 田 市	〃	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 4. 7 ) 〃 ( R4. 8. 2 ) 〃 ( R4. 11. 28 )

区分	団体名	登録年月日	代表者名	主たる事務所の所在地	法人格の有無	令和4年度に行った変更登録等事項（登録等年月日）
市町村職員	野辺地町職員組合	S54. 5. 25	沼尾 健一	上北郡野辺地町	有	役員の氏名等 (R4. 7. 11)
〃	八戸市職員組合	S57. 1. 11	漆戸 啓二	八戸市	〃	
〃	蓬田村職員組合	S57. 10. 13	工藤 治郎	東津軽郡蓬田村	〃	役員の氏名等 (R4. 11. 11)
〃	風間浦村職員組合	S59. 1. 24	木村 祐生	下北郡風間浦村	〃	〃 (R5. 2. 3)
〃	外ヶ浜町職員組合	S61. 1. 24	川村 貴文	東津軽郡外ヶ浜町	〃	〃 (R4. 7. 21) 規約 (R5. 1. 23) 役員の氏名等 (R5. 1. 23)
〃	むつ市職員組合	S42. 10. 16	種市 大輝	むつ市	〃	〃 (R4. 10. 27)
〃	五所川原市職員組合	H8. 6. 19	山中 潤哉	五所川原市	〃	〃 (R4. 4. 18) 〃 (R4. 12. 6)
〃	おいらせ町職員組合	H10. 3. 26	成田 和久	上北郡おいらせ町	〃	〃 (R4. 4. 25) 〃 (R4. 12. 23)
〃	六戸町職員組合	H10. 7. 13	田中 大輔	上北郡六戸町	〃	〃 (R4. 7. 27)
〃	平内町職員組合	H10. 8. 27	木村 秀樹	東津軽郡平内町	〃	〃 (R4. 4. 18) 〃 (R4. 7. 27)
〃	五所川原市役所職員労働組合	H11. 7. 26	神 康人	五所川原市	無	〃 (R4. 10. 31)
〃	下北地域広域行政事務組合職員組合	H14. 1. 23	佐藤 大輔	むつ市	〃	〃 (R4. 10. 27)
〃	今別町職員組合	H15. 2. 12	小鹿 亮磨	東津軽郡今別町	有	
〃	階上町職員組合	H15. 11. 27	中居 勉	三戸郡階上町	〃	役員の氏名等 (R4. 4. 20) 〃 (R5. 1. 19)
〃	西北五環境整備事務組合職員労働組合	H17. 3. 24	佐藤 淳一	五所川原市	無	〃 (R4. 10. 31)

区 分	団 体 名	登 録 年 月 日	代 表 者 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	法 人 格 の 有 無	令 和 4 年 度 に 行 っ た 変 更 登 録 等 事 項 ( 登 録 等 年 月 日 )
市 町 村 職 員	一 部 事 務 組 合 下 北 医 療 セ ン タ ー 職 員 組 合	H17. 11. 29	山 本 由 香 里	む つ 市	〃	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 11. 8 ) 規 約 ( R5. 2. 28 )
〃	藤 崎 町 職 員 組 合	H18. 1. 19	木 村 大 公	南 津 軽 郡 藤 崎 町	有	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 9. 13 )
〃	中 泊 町 職 員 労 働 組 合	H21. 11. 20	田 中 寿 和	北 津 軽 郡 中 泊 町	無	
〃	東 通 村 職 員 組 合	H23. 8. 17	上 路 一 仁	む つ 市	〃	役 員 の 氏 名 等 ( R4. 11. 7 )
〃	大 鰯 町 職 員 組 合	H24. 6. 14	福 田 和 光	南 津 軽 郡 大 鰯 町	〃	規 約 ( R5. 1. 13 ) 役 員 の 氏 名 等 ( R5. 1. 13 )
〃	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合 職 員 組 合	H24. 8. 17	相 坂 隆 之	上 北 郡 七 戸 町	〃	〃 ( R4. 8. 19 )

## 2 管理職員等の範囲の指定

令和4年度においては、規則14-0（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を2回、規則14-1（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）を1回改正した。

これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

### (1) 県 関 係

機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
本 庁	知事部局	総務学事課の総括副参事、 財産管理課の課長代理	財産管理課の主幹専門員、 世界文化遺産登録推進室の 総括主幹（室の人事事務等 を主として担当するもの）	R4. 5. 23
	人事委員会 事務局	次長	課長	
	監査委員事 務局	次長、グループマネージャ ー（事務局の人事事務等を 主として担当するもの）	課長	
	労働委員会 事務局		課長	
出先機関	地域県民局		地域農林水産部の水産改良 普及所長、漁港漁場整備事 務所長	
本 庁	知事部局		総務学事課の総括副参事	R4. 7. 27

(2) 委託関係

団体名	機 関		新たに指定された職	指定を廃止された職	改 正 年 月 日
青 森 市	出先機関	浄化センター		所長	R4. 6. 3
		ポンプ場		場長	
		病院	室長（病院整備準備室に置くもの）		
弘 前 市	本 庁	市長部局	財政係長		
八 戸 市	出先機関	美術館	副館長		
		清掃事務所	副所長		
		是川縄文館	副館長		
		図書館	副館長	館長	
黒 石 市	本 庁	市長部局	財産管理係長	管財係長	
む つ 市	本 庁	市長部局	デジタル行政推進監、健康づくり推進監		
つ がる市	本 庁	市長部局	行政係長	政策調整係長	
		議会事務局	課長		
平 川 市	出先機関	総合支所		課長	
野 辺 地 町	本 庁	町長部局		財政課調整監（予算担当）、財政課課長補佐（予算担当）	
東 通 村	本 庁	村長部局	財政グループリーダー	経営管理グループリーダー	
十和田地区 食肉処理事務組合				事務局長、事務局次長	
西北五環境 整備事務組合			課長、課長補佐、所長	次長、クリーンセンター所長、事務局次長	

## 第9 公平委員会事務の受託

令和4年度において、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村25一部事務組合3広域連合の計68団体となっている。

### 1 市町村関係

委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日	委託市町村名	委託年月日
青森市	H17. 7. 1	鱒ヶ沢町	S50. 4. 1	六ヶ所村	S31. 4. 10
弘前市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30. 10. 25	西目屋村	S32. 4. 4	大間町	S37. 4. 1
黒石市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	H 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大鰐町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7. 15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4. 10	佐井村	H 7. 4. 1
三沢市	S32. 4. 4	板柳町	S30. 10. 25	三戸町	S31. 4. 10
むつ市	H 3. 12. 26	鶴田町	S30. 10. 25	五戸町	S30. 10. 25
つがる市	H17. 4. 1	中泊町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4. 10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30. 10. 25	南部町	H18. 4. 1
平内町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階上町	S29. 1. 5
今別町	S30. 10. 25	六戸町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬田村	S30. 10. 25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		



## 2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日	委託事務組合名	委託年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37.10.15	下北地域広域行政事務組合	S48.8.1	青森県市長会館管理組合	R2.4.1
青森県市町村総合事務組合	S37.10.15	上北地方教育・福祉事務組合	S49.11.1	田子高原広域事務組合	R2.4.1
弘前地区環境整備事務組合	S38.7.1	鱒ヶ沢地区消防事務組合	S50.4.1	津軽広域水道企業団	R3.3.29
西海岸衛生処理組合	S46.11.1	十和田地域広域事務組合	S51.4.1	久吉ダム水道企業団	R3.3.29
一部事務組合下北医療センター	S46.11.1	黒石地区清掃施設組合	S59.8.1	八戸圏域水道企業団	R3.3.29
弘前地区消防事務組合	S47.1.1	青森県交通災害共済組合	H3.4.1		
八戸地域広域市町村圏事務組合	S47.8.1	西北五広域福祉事務組合	H3.4.1		
五所川原地区消防事務組合	S47.8.1	青森地域広域事務組合	H3.8.1		
西北五環境整備事務組合	S47.8.1	北部上北広域事務組合	H8.8.1		
中部上北広域事業組合	S47.11.1	三戸地区環境整備事務組合	H9.1.1		

## 3 広域連合関係

委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日	委託広域連合名	委託年月日
津軽広域連合	H10.8.1	つがる西北五広域連合	H11.11.1	青森県後期高齢者医療広域連合	H19.8.1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額特別事務処理費（公平審査の事案があった場合その処理に要した経費及び退職管理に係る事務の処理に要した経費）を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

# 第 1 0 そ の 他

## 1 年間の主な動き

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
4. 4. 1	第 1 回委員会
4. 27	第 2 回委員会
5. 6	令和 4 年度青森県職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）公告
5. 16	第 3 回委員会
5. 26	第 4 回委員会
5. 30	ブロック委員長・事務局長会議（書面決議）
6. 17	第 5 回委員会
6. 19	職員採用試験（大卒程度及び大卒程度・社会人枠）第 1 次試験
6. 24	第 1 3 0 回全国人事委員会連合会総会（書面開催）
7. 1	面接技法講習会
7. 8	令和 4 年度青森県職員採用試験（高卒程度）公告
7. 13	第 6 回委員会
7. 21～22, 25 ～29	職員採用試験（大卒程度）第 2 次試験
8. 10	青森県庁技術職 1 D A Y 職場訪問・事務職採用試験（高卒程度）説明会
8. 10	第 7 回委員会
8. 15	職員採用試験（大卒程度）合格発表
8. 17	第 8 回委員会
8. 21	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）第 2 次試験
8. 22	障害者採用選考試験公告
8. 26	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（W e b 開催）
9. 1	第 9 回委員会
9. 5	ブロック給与事務会議（書面開催）
9. 7	第 1 0 回委員会
9. 8	ブロック委員・事務局長合同会議（書面開催）
9. 9	職員採用試験（大卒程度・社会人枠）合格発表
9. 21	第 1 1 回委員会
9. 25	職員採用試験（高卒程度）第 1 次試験
9. 30	第 1 2 回委員会
10. 11	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 16	障害者選考第 1 次試験
10. 25～28	職員採用試験（高卒程度）第 2 次試験
11. 8	第 1 3 回委員会
11. 13	障害者選考第 2 次試験
11. 14	職員採用試験（高卒程度）合格発表
11. 24	障害者選考試験合格発表
11. 24	第 1 4 回委員会
12. 14	第 1 5 回委員会
12. 2	令和 4 年度採用試験担当者講習会
12. 26	青森県庁 J O B セミナー
5. 2. 2	ブロック任用事務会議（書面開催）
2. 9	第 1 6 回委員会
2. 15	ブロック給与事務研修会（書面開催）
2. 22	第 1 7 回委員会

年 月 日	委 員 会 等 の 動 き
5. 3. 2	第18回委員会
3. 3	青森県職員採用試験オンライン説明会
3.13	第19回委員会
3.17	第20回委員会
3.29	第21回委員会

## 2 各種会議実施状況

### (1) 全国人事委員会連合会関係

#### ア 総 会

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
第130回 全人連総会	4. 6.24 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議 事 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和3年度決算について</li> <li>2 令和4年度分担金について</li> <li>3 令和4年度事業計画案及び予算案について</li> <li>4 第131回総会について</li> <li>5 第66回公平審査事務研修会について</li> </ul> </li> <li>○報 告 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 令和2・3年度専門部会の結果報告について</li> <li>2 第64回公平審査事務研修会の結果報告について</li> <li>3 第65回公平審査事務研修会について</li> <li>4 令和4年度理事について</li> <li>5 ブロック活動状況報告について</li> </ul> </li> <li>○表彰状・感謝状の贈呈</li> <li>○役員選挙</li> </ul>

#### イ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容 等
第65回 公平審査事務研修会	4. 7.14～15	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講 演 <ul style="list-style-type: none"> <li>「地方公務員行政の現状と課題」</li> <li>総務省自治行政局公務員部公務員課 課長補佐 原田 悠希 氏</li> </ul> </li> <li>○分科会研究討議</li> </ul>

(2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
委員長・事務局長 会議	4. 5. 30 (書面決議)	○議 事 1 令和4年度分担金について 2 令和3年度事業報告及び歳入歳出決算について 3 令和4年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案) について 4 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事 委員会の選出について 5 令和4年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事 委員会の選出について 6 令和4年度全人連役員(会長・副会長)選出のため の選考委員の選出について ○報 告 1 令和4年度全人連理事の選出について 2 令和4年度全人連に係る日程等について
委員・事務局長 合同会議	4. 9. 8 (書面開催)	○議 事(議題) 1 定年引き上げに伴う給与課題について 2 採用試験の見直しについて 3 職員募集に係る広報活動の実施内容等について 4 会計年度任用職員の期末手当の取扱いについて 5 災害対応業務や新型コロナウイルス感染症関連業務 等による負担増加を踏まえた職員の勤務条件に係る措 置について 6 採用試験の在り方について 7 各道県における人事委員会勧告・報告内容の検討状 況について 8 技術系職種に係る受験者確保対策等について 9 教育職員の長時間労働(在校等時間)に対する指導 について 10 受験者確保のための取組について

イ 課長会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
給与事務会議	4. 9. 5 (書面開催)	○聴取事項 1 給与に関する報告・勧告について 2 特殊勤務手当の見直しについて 3 通勤手当について 4 給与制度の独自改正について

ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	5. 2. 15 (書面開催)	○意見交換 1 給料表の号給増設について 2 新採用者への特地勤務手当に準ずる手当／へき地手当に準ずる手当の支給について 3 特定任命により職員となった者の管理監督職勤務上限年齢調整額の算出方法について 4 定年引上げに伴う独自の給与措置について 5 特定地方警務官から引き続き道県警察官に任命された職員の号給等の決定方法について 6 給与の減額について 7 職種別民間給与実態調査における通信調査の実施状況について

エ 事務会議

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
任用事務会議	5. 2. 2 (書面開催)	○協議事項 合同採用説明会の実施について ○聴取事項 1 採用試験における性別の取扱いについて 2 電子申請による採用試験受験申込時の操作誤りにより、受験申込が完了していなかった事例への対応について 3 第1次試験における遅刻者への対応について 4 採用試験（大卒程度）第1次試験日程について 5 令和4年度大卒程度試験（技術系職種）における個別面接試験の面接員の構成について 6 高卒程度の試験区分に係るエントリーシート（面接カード）の提出方法について 7 面接試験の面接員を対象とした研修等について 8 採用試験（大卒程度）の早期化への対応について 9 「特別枠」試験の実施について 10 SPI3（能力検査）の導入について

(3) 全国人事委員会事務局長会議（総務省主催）

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議	4. 8.26 (Web開催)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について</li><li>2 給与及び定員管理の諸問題について</li><li>3 人事院の勧告について</li><li>4 地方公務員等共済組合法の適用拡大及びマイナンバーカードの普及促進について</li><li>5 地方公務員の労働安全衛生について</li><li>6 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について</li><li>7 地方行革について</li><li>8 自治大学校の研修事業について</li><li>9 消防行政について</li><li>10 マイナンバーカードの普及促進について</li></ol>

# 令和5年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825  
 (任用) 017-734-9829  
 (給与) 017-734-9830  
 (審査) 017-734-9826  
 F A X 017-734-8242

グループ名	職 名	氏 名	備 考
	事 務 局 長	澤 純 市	
	次 長	森 田 誠	
総務・任用 グループ	総 括 主 幹	橋 本 優 子	(グループマネージャー)
	主 幹	中 堤 文 世	(総務)
	主 幹	鷹 幸 弘 康	(任用サブマネージャー)
	主 査	櫻 庭 彰 子	(任用)
	主 事	池 田 拓 弥	(任用)
給与・審査 グループ	副 参 事	兼 田 譲 司	(グループマネージャー)
	総 括 主 幹	倉 光 快	(審査サブマネージャー)
	総 括 主 幹	梅 原 実 津	(給与サブマネージャー)
	主 査	和 山 大 輔	(給与)
	主 査	木 村 彩 子	(給与)
	主 査	神 尾 綾	(給与)
	主 事	伊 藤 美 香	(審査)